

六 要亦事進進其交渉状況

解雇シ申渡サレタル船夫ハ協議ノ上十二月一日船夫竹内ト志五郎ト
ノ名ヲ代表トシ店主ニ対シ後職方ニ嘆願セリ

七 回答状況

店主ニ於テハ真意感嚇的ニ解雇シ申渡シタルモノナルヨリ右嘆
願ニ接シ尔来前述仕込金 一月月三四ニ支給シ居タル制度
ヲ廢止シ稼ノ都度精算スルニシテ採ル旨ノ条件ヲ附シ特ニ復
職ヲ容認セル旨回答セ

八 経過

労働者側

仕込制度ノ廢止ハ生活上不安甚シキヲ危惧シ十二月二日船
夫三橋仙之助ヲ代表トシテ店主ニ交渉セシメタルニ拒絶セラ

シタルヨリ今日期東合同労働組合ニ加入シ其衣履ヲ依頼セル
ヨリ全組合爭議部長小松原光太郎全組合負白鳥五郎
ハ後業負等ト協議ノ上仕込金ヲ五十円ニ増額ヲ主張スル外十
二月六日別記ノ要求書ヲ提出シテ交渉セシメ一方四日ヨリ十日
ハ罷業ニ移リ日本運輸労働組合ヨリハ四十円ノ寄附金アリテ
氣勢ヲ揚ケ別記ノ印刷品ヲ配布スル所アリタリ

事業主側

仕込金四十五円ヲ五十円ニ増額スルハ当初考慮ノ余地ヲ思ヘ
置キタルモ此労働組合代表者等ト交渉スルヲ好マス他方事
業主団体タル東京船回漕業組合ニ於テハ衣履スベク若シ事業
主ニ於テ此營業上解雇ノ需用不足セル場合ハ相当賃貸料ヲ以
テ供給スベシト決スル所アリタルヨリ交渉ニ対シテハ常ニ強硬ナ